

## 国立市グリーン購入基本方針

### 1. 目的

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

国立市は、第四期国立市役所地球温暖化対策実行計画において、「資源の有効利用等」の取組の一つにグリーン購入を位置付けていますが、物品調達の間からも改めて環境負荷低減の取り組みを推進していく必要があります。

ついでには、「国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の規定に基づき、市内におけるグリーン購入の更なる推進を図り、市自らが率先してグリーン購入を推進することで市民、事業者等のグリーン購入への取り組みを促進することを目的とします。

### 2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、市のすべての機関が行う物品等の購入とします。

### 3. 基本原則

物品等の調達の際は、価格や品質等に加え環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入します。その際、製品やサービスの生産から流通、廃棄に至るまでのすべてのライフサイクルにおいて、環境への負荷の少ないものを選択することが必要です。

#### （1）必要性の検討

- ①物品等の購入にあたっては事前に購入の必要性を十分に検討すること。
- ②必要と判断した場合、適正量を十分に検討し、必要最小限の数量を購入すること。

#### （2）購入物品の選定要件

- ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④長期間の使用ができること。
- ⑤再使用が可能であること。
- ⑥リサイクルが可能であること。
- ⑦再生された素材及び再使用された部品を多く利用していること。
- ⑧廃棄されるときに処理又は処分が容易なこと。

#### 4. 対象品目と判断基準

グリーン購入の対象品目及び判断基準については、国立市グリーン購入推進ガイドラインで定めることとします。

#### 5. 推進体制

庁内におけるグリーン購入の推進を図るために、環境政策課が事務局を担い、総務課及び関係各課と連携協力を行います。

#### 6. 実績集計と公表

事務局は各課からの報告を取りまとめ、庁内に向けて前年度の調達状況を報告するとともに、ホームページに公表するものとします。

#### 7. 施行時期

この方針は、令和2年4月1日より施行します。